

古河駅東部土地区画整理事業区域において 付番された住居表示番号の取扱いについて

日ごろより古河市政につきまして、市民の皆様にご理解ご協力を
いただき深く感謝申し上げます。

今回の住居新築届により付番された住居表示番号は、従来の住居
表示台帳に基づき暫定的に付番された番号になります。

区画整理事業完了後、新たに町名や街区の設定を行うことがある
ため、古河駅東部土地区画整理事業区域内の仮換地先にお住まいにな
る場合は、将来住所の名称が変更になる可能性があります。皆様
のご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先 古河市役所 古河庁舎市民総合窓口室

Tel 0280-22-5111 内線 1112・1113